

平成28年第4回平取町議会臨時会（開会 午前 9時30分）

議長

皆さん、おはようございます。ただいまより平成28年第4回平取町議会臨時会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は12名で会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって、5番藤澤議員と6番高山議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことにつきましては、本日、議会運営委員会を開催し、協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。8番四戸議員。

8番
四戸議員

8番四戸です。本日召集されました第4回町議会臨時会の議会運営等につきましては、本日開催しました議会運営委員会におきまして協議し、会期につきましては、本日5月25日の1日間とすることで意見の一致をみておりますので、議長よりよろしくお諮りお願いいたします。

議長

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日1日間とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って、会期は本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員より、平成28年2月分及び3月分の出納検査の結果報告書が提出されましたので、その報告書の写しをお手元に配布しております。以上で諸般の報告を終了します。

日程第4、行政報告を行います。要望経過報告について。町長。

町長

それでは、要望経過報告をいたします。要望項目は象徴空間「広域関連区域」に係る具現化に向けて要望をしております。要望先は内閣官房アイヌ総合政策室室長、松永明氏並びに文化庁伝統文化課長大谷圭介氏であります。要望月日はそれぞれ4月5日でございます。要望者は町長、議長、アイヌ協会会長、二風谷民芸組合代表理事の4名であります。要望内容であります。まず最初に松永室長に対しましては、白老町に整備されます民族共生の象徴空間と並行した広域関連区域として人材育成と原材料供給体制の機能分担についての要望をしたところであります。平取町では先人の遺業のもとでアイヌとしての独自の文化を失うことなく、儀礼や儀式に加え、舞踊、言語、伝統工芸が現在も保存・継承され、国から伝統的工芸品の指定を受けながら、伝統技術の継承と系譜の維持に努めているところでございます。そこで、象徴空間広域関連区域にかかわる平取町の機能分担としては、広域なフィールドと文化的所産の活用による、文化伝承、人材育成、原材料供給機能が発揮できるとの提案をしてきたところでございます。なおこの広域関連区域というのは、国のアイヌ政策推進会議作

業部会におきまして白老以外の伝承活動が盛んな地域として、平取町そして阿寒町が位置付けられたものでございます。具体的な要望経過のイメージといたしましては、アイヌ文化を中心に広域関連事業を利用して、アイヌ文化を伝承し実践的に指導できる人材を育成する仕組みづくりを行い、象徴空間の師として文化伝承、人材育成機能や体験交流機能に役立つ、実務者を育てるとともに、平取町における文化伝承、人材育成の基盤強化を促進するための必要なシステム構築と運営にかかわる経費についての支援を提案し要望したものでございます。また、文化庁伝統文化課の大谷課長には平取町における国立アイヌ民族博物館の分館としての機能を持たせるべく要請したところでございます。平取町は先人が築いたアイヌ文化が蓄積されており、それらの文化的所産の拠点として、平取町立二風谷アイヌ文化博物館が運営されております。このたび象徴空間において、国立のアイヌ文化博物館が整備されるにあたり、地域としては、来館者数に影響を受けることが危惧されている一方、国立の博物館の目的と基本的な業務を遂行するには、平取町立二風谷アイヌ文化博物館の文化的な所産を有効に活用することにより、相乗効果を発揮することが期待されることから、国立アイヌ民族博物館の分館として位置付けることに対する要望をしたところでございます。この度の要望活動を通じて、平取町に対する要望については、具体的な回答には至っておりませんが、広域関連区域としての機能分担については、大変深い理解を示され、期待度は高いものと受けとめてきたところでございます。以上、要望経過報告を終わります。

議長

以上で行政報告を終了します。

日程第5、議案第1号平取町税条例の一部を改正する等の条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長

議案第1号平取町税条例の一部改正等についてご説明を申し上げます。議案書1ページをご覧くださいと思います。平取町税条例の一部を次のとおり改正しようとするものです。次のページをご覧くださいと思います。それでは、平取町税条例の一部改正につきまして、その改正理由をご説明申し上げます。今回の改正は地方税法等の一部を改正する等の法律の交付及び平成26年平取町条例第7号及び平成27年平取町条例第20号の平取町税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴いまして、平取町税条例の一部を改正するものでございます。主な改正内容といたしましては軽自動車税の税率区分を今までの種別割に加えて、環境性能割を導入することとし、環境性能割については、その適用開始時期を平成29年4月1日からとしたものであります。また、平成27年度末で期限切れを迎える、軽自動車税のグリーン化特例については、1年間延長することとしたものであります。それでは条文の改正内容についてご説明申し上げますので13ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。第3条及び第10条、第18条の3の前段の改正につきましては、文言の

整理及び所要の規定の整備に伴う改正となっております。第18条の3、後段の改正は、軽自動車税を種別割に改めるものでありまして、平成29年4月1日から軽自動車税の税率区分が今までの種別割に加えて環境性能割を導入することとしたため改めるものであります。第19条の納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金の規定ですが、地方税法の改正に伴うものでありまして、法人町民税において修正申告書の提出または納付すべき税額を増加させる更正があった場合における延滞金について、一定の条件を満たした上で増額更正により納付すべき税額に達するまでの部分については延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することに改めるものであります。次のページをご覧くださいと思います。第34条の4、法人税割の税率の規定ですが、法律の改正にあわせて100分の12.1を100分の8.4に改めるものであります。次に、第43条、普通徴収に係る個人の町民税の賦課後の変更又は決定及びこれに係る延滞金の徴収の規定についてですが、これについては、個人の町民税の所得額に係る延滞金について規定するものでありまして、先ほど説明をした第19条の法人町民税の延滞金の計算方法と同様の改正となっておりますので、説明を省略したいと存じます。16ページをご覧ください。第48条、法人の町民税の申告納付の規定と、17ページから19ページにかけての第50条、法人の町民税に係る不足税額の納付の手の規定についてですが、この規定中における延滞金の計算方法については、第19条の法人町民税の延滞金の計算方法と同様の改正となっておりますので、説明を省略したいと存じます。20ページをご覧ください。第80条、軽自動車税の納税義務者等の規定についてですが、環境性能割の納税義務者等について規定するものと現行の軽自動車税を種別割に名称変更するなどの規定の整備を行うものであります。第81条、軽自動車税のみならず課税の規定についてですが、法規定の新設にあわせて新設されたものでありまして、軽自動車等の所有者とみなして軽自動車税を賦課するものの定義を定めるものであります。次のページをご覧ください。第81条の2の規定については、条例において規定することとされている日本赤十字社が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲について、定めるものであります。第81条の3から次のページの81条の8までの規定については、法規定の新設にあわせて新設されたものでありまして、環境性能割についてそれぞれの条文の見出しにありますとおりの事項を定めるものであります。課税標準額については、平成29年3月末で廃止される自動車取得税と同様、おおむね新車価格の90%と考えられております。また、免税点は50万円となっており、中古自動車についても課税の対象となっております。課税のタイミングとしては自動車取得税と同様、自動車を取得したときとなっております。税率につきましては第81条の4第1号の軽自動車については平成32年度燃費基準値達成車となっております。次に第2号につきましては、平成27年度燃費基準値プラス10%達成車となっております。第3号につきましては、それ以外の軽自動車となっております。第82条から27ペー

ジの第91条までの規定については、現行の軽自動車税を種別割に名称変更することなどを定めるものであります。27ページの下段をご覧ください。附則第6条、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の規定についてですが、法規定の新設にあわせて新設されたものでありまして、適切な健康管理のもとで、医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の保持増進及び疾病の予防への一定の取り組みを行った個人が、特定一般用医薬品等の購入費用として年間1万2千円を超えて支払った場合には、その購入費用のうち年間10万円を限度として1万2千円を超える額を所得控除することを定めるものであります。次のページをご覧ください。第15条の2から第15条の5までの規定は、法規定の新設にあわせて新設するものでありまして、本則の規定にかかわらず、環境性能割の特例を定めるものであります。第15条の2では環境性能割の賦課徴収について、第15条の3では申告納付について、それぞれ当分の間北海道が行うものであります。第15条の4では町は北海道に対して賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を北海道に交付する旨を定めるものであります。第15条の5の規定については、環境性能割の税率の特例について定めるものであります。附則第16条の規定については環境性能割の導入に伴い、現行の軽自動車税を種別割に名称変更するとともに、軽自動車税の種別割のグリーン化特例の1年延長を定めるものであります。29ページの第1項の表については、重課の税率を規定しているものであります。また、第2項、第3項と、次のページの第4項のそれぞれの表につきましては、グリーン化特例の税率を規定しているものでありまして、第2項の表は75%軽減の税率を、第3項の表については50%軽減の税率を、第4項の表については25%軽減の税率をそれぞれ規定しているものであります。次に、30ページをご覧ください。下段26年4月1日条例第7号の一部改正の附則第6条の改正についてですが、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備によるものであります。32ページをご覧ください。平成27年6月25日条例第20号の一部改正の附則第5条の改正についてですが、市町村税条例の例いわゆる準則の改正に伴う所要の規定の整備によるものであります。戻っていただきまして11ページをご覧ください。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございますが、1号の改正規定については平成29年1月1日から、また2号の改正規定については、29年4月1日から、次のページの3号の改正規定については平成30年1月1日から施行するものであります。次に附則第2条は町民税に関する経過措置を規定したものであります。第1項は、第43条第4項の規定は29年1月1日以後に第43条第2項に規定する納期限が到来する個人の町民税の延滞金について適用するものであります。第2項については特定一般用医薬品の購入費にかかる医療費控除の特例については、平成30年度以後の年度分の個人の町民税について適用するものであります。次に、第3項の法人税割の引き下げについては、平成29年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の町民税に適用するものでありま

す。第4項については、第48条第5項及び50条第4項の規定は平成29年1月1日以後に第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の町民税の延滞金について適用するものであります。次に第3条は軽自動車税に関する経過措置をそれぞれ規定したものであります。第1項の軽自動車税の環境性能割に関する部分は、平成29年4月1日以後に取得された軽自動車税の環境性能割について適用するものであります。次に第2項の軽自動車税の種別割に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用するものであります。以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。5番藤澤議員。

5番藤澤議員 5番藤澤です。20ページをお開き下さい。ただいまの説明についての改正案については異議を申し上げるものではございませんが、20ページ中ほどの軽自動車税のみなす課税、通常私ども納税に関しての書類取り扱いについてはみなし課税というふうに、長い間使っておりますが、す、で間違いございませんか。

議長 税務課長。

税務課長 国からの準則では、みなしではなくてみなす課税ということになってますので、間違いはございません。以上です。

議長 ほかがございますか。これで質疑を終了いたします。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第5、議案第1号平取町税条例の一部を改正する等の条例については原案のとおり可決しました。

日程第6、議案第2号権利の放棄についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長 議案第2号、権利の放棄について、ご説明を申し上げます。議案書の33ページをご覧ください。町の有する権利を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。この度の権利放棄につきましては同一人における同一債権が100万円を超える債権について放棄をしようとするものであります。それでは債権放棄の詳細につ

きまして説明をしますので、35ページをご覧ください。このページの債権については、町営住宅使用料の債権となっておりまして、3名の債務者の債権について債権放棄をしようとするものでありまして、いずれの債務者も生活保護法の規定による保護を受けている状況であります。また債権につきましては、いずれも保護を受ける前の債権となっております。債務者1の債権につきましては、平成27年8月に生活保護法の規定による保護の開始決定を受けた債務者でありまして、平成3年度から平成21年度までの債権額110万5840円につきまして、債権放棄をしようとするものであります。平成22年度以降は町営住宅を退去しておりますので、町営住宅使用料としては未納がないものであります。次に債務者2の債権につきましては、平成25年5月に生活保護法の規定による保護の開始決定を受けた債務者でありまして、平成9年度から平成22年度までの債権額154万3600円につきまして債権放棄をしようとするものであります。なお、保護の開始を受ける前の平成23年度及び24年度については未納がないものであります。次に債務者3の債権につきましては、平成18年10月に生活保護法の規定による保護の開始決定を受けた債務者でありまして、平成11年度から平成18年度までの債権額152万5680円につきまして債権放棄をしようとするものであります。次に債権放棄をする理由についてですが、いずれの債務者につきましても、現在生活保護法の規定による保護を受け、資力の回復が困難であり、当該債権について履行の見込みがないと認められるためであります。また連帯保証人への履行の請求につきましては現在は議会からのご指摘もあり請求をしているところですが、今回債権放棄をしようとする債権については連帯保証人への催告等をしていなかったということがあります。こうした場合につきましては連帯保証人への請求を長期間放置すると、その請求ができなくなるとの最高裁等の判例がありますことから、連帯保証人につきましても履行の請求ができない状況にあるため、債権を放棄するものであります。次のページをご覧ください。このページの債権については住宅改良資金貸付金元利収入の債権となっておりまして、2名の債務者の債権について債権放棄をしようとするものであります。債務者4の債権につきましては、平成4年度に貸し付けをした670万円の元利金のうち、平成10年度から平成26年度までの債権額558万1754円につきまして、債権放棄をしようとするものであります。次に債務者5の債権につきましては、平成2年度に貸し付けをした640万円の元利金のうち平成22年度から平成26年度までの債権額142万7994円につきまして債権を放棄しようとするものであります。次に債権を放棄する理由についてですが債務者4の債権につきましては、債務者がすでに死亡しており、法定相続人である債務者の兄弟は相続放棄をしている状況にあります。平成27年9月には地方自治法施行令第171条の2の規定による担保権の実行として、札幌地方裁判所に対し、競売の申し立てを行い、65万1千円の債権回収となったわけですが、残債務については今回回収の見込みがないことから、債権放棄をするものであります。債務者5

の債権につきましては債務者は生活保護法の規定による保護を受け、資力の回復が困難な状況にあります。平成28年5月には債務者からの申し出により、担保となっている土地の任意売却を行い150万円の債権回収となったわけですが、残債務については、今回回収の見込みがないことから、債権放棄をするものであります。なお、債務者4及び債務者5における債権の連帯保証人への履行請求につきましては、先ほど町営住宅使用料のところで説明したことと同様の理由により請求できないものであります。この両債権にかかる担保物権の売却につきましては、連帯保証人が買い受けをしまして、買受額の全額が両債権にかかる債務の弁済にあてられたということになってございます。34ページの総括表にお戻りいただきたいと思っております。先ほど説明をいたしました住宅使用料の債権放棄額につきましては、3名の債務者の39件の債権、総額では417万5120円となっております。次に、住宅改良資金貸付金元利収入の債権放棄額につきましては2名の債務者の22件の債権、総額では700万9748円となっております。最後にこの表の下段をご覧ください。自治法に基づく債権放棄額の合計では5名の債務者の61件の債権、総額では1118万4868円となっております。なお、37ページから41ページまでの私債権放棄調書につきましては、それぞれの債権について今までご説明を申し上げたことの基本情報となっておりますので、説明は省略したいと存じます。以上、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づく権利の放棄についての説明を終了しますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はございませんか。11番千葉議員。

11番
千葉議員

11番千葉です。常任委員会含めて、この全体でも説明は求めて一定の説明はなされてきて、大体理解はしておるんですけども、ただ債権放棄の理由のところってどうしてもやっぱり一般町民的に考えていくとなかなか大変な思いしながらですね、生活もたいした楽でもないという状況に置かれていても、やはり住宅料、それから基本的なインフラにまつわる水道料含めて、きちっと納付してる方々の意見としてですね、やはり連帯保証人についてのことがやっぱりどうしても私ちょっとひっかかるわけですが、まあその当時としては督促等の請求がなされてこなかった、長期間にわたり、連帯保証人へのいわゆる請求を求めてこなかったという部分というのは、当時の状況としては理解はできるんですけども、今後はというお話の中で伺っておきたいと思っております。未納期間がどのぐらいで、連帯保証人のほうに、例えば連携を求めてご本人との支払いを求めるような中身の文書あるいは督促を含めたものが出されていこうとしてるのか、今後についての意見として伺っておきたいと思っております。

議長

税務課長。

税務課長 具体的なですね、何か月滞納したら出すんだよとかっていう、そういう規定は今のところはありませんけれども、この2、3年前ぐらいから、住宅料におきましては、3か月程度滞納しますと、本人はもちろんなんですけども、連帯保証人にも履行の請求ということで、督促、催告状を出しているというような状況となってございます。以上です。

議長 11番千葉議員。

11番
千葉議員 はっきりとした規定がないという、今後のご意見ですけども、自治体によっては例えばいきなり支払い通知、それを保証人に求めている自治体もあれば、例えば、住宅に入ってる本人とも話し合いをしてくれってというようなかたちのなかでのまず1回目の通知を出してる自治体もあるんですよ。ですからその辺は例えば今3か月というような、仮に滞納があった場合はそういうかたちで進めていくってというような方法も今後はですね、具体的にやっぱり考えて、ちゃんとした規定を設けて条例化していくのも必要なのかなというふうに思っていますので、いきなり督促、あるいはその連帯保証人に対しての、請求ということの一手手前のことも含めてですね、取り組んでいく必要が私はあるのかなというふうに思っていますので、今後のことについて、やはりどのような話し合いで決められていくのか、議会にもどのようなかたちで諮っていくのか、その予定ももし考え方があればお伺いしておきたいと思います。

議長 税務課長。

税務課長 ただいま千葉議員からのお話でしたけれども、そのようなかたちできちっとしたきまりを設けて今後、連帯保証人の請求をしていきたいということで考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいというふうに思います。

議長 ほかがございませんか。7番井澤議員。

7番
井澤議員 7番井澤です。つい先だって、ある町民の方から、町営住宅に長いこと入ってるんですけども、連帯保証人の方がすでにもう10年来亡くなっておられたらしいんですけども、本人から申請もしていなかったこともあるんでしょうけども、3月になって役場、建築課のほうから、連帯保証人亡くなってから新しい連帯保証人を立ててくれってというふうに言われたということで、私のところに相談にいられて、連帯保証人になったということがあるんですが、そのようなことについてその管理している税務課とか建築水道課のほうで、連帯保証人がこの違う案件の債務者5についてはもう2人の連帯保証人に対して1人は死亡ってことがあったんですが、連帯保証人のその町内在住だとか、死亡とかそう

いうことについては、どのように確認をしておられるのでしょうか。

議長 建設水道課長。

建設水道課長 連帯保証人の例えば死亡とかそういう部分に関しては、今まで把握してなかったというのが実情でございます。

議長 井澤議員。

7番井澤議員 そうすると、今回私のほうにご依頼のあった方については連帯保証人の方が亡くなって10年来たつということだったんですけど、建築水道課から求められたということですが、何らかの理由でわかったってということ、たまたまわかったということなんでしょうか。

議長 副町長。

副町長 私のほうから答弁申し上げたいと思いますけども、税務課長の説明の中にも少し前までは連帯保証人への請求とかそういうのをしてこなかったというような経緯がございまして、言い方はちょっと適切でないかもしれませんが、以前の徴収の慣例というようなこともあったのかなと思ひまして、基本的には本人に請求するというのを主にやってきたということがございます。何年か前に議会の決算審査特別委員会等でも指摘を受けまして、やはり連帯保証人をきっちりつけているんですから、そこにもやはりその支払いの責務というか、そういうものをきっちり明確にして請求すべきじゃないかというようなご意見等もいただいております。その後ですね、そういったことで、私どもいろいろ対応してきたということがございます。住宅使用料につきましても、もうその時点でいろいろ連帯保証人の実態はどうなのかということも、改めて調査したということもあって、すでに亡くなられてる方も結構いたと。それから、古いケースでは連帯保証人がいないというようなケースも実際あったというようなことで記憶しております。その辺についてはご本人に改めて連帯保証人を設定してほしいというようなことをお願いしているということでございまして、なかなか滞納されてる方で連帯保証人をお願いしてもなかなか承諾いただけないというような例もありましたけれども、根気よくですね、基本的に入居する条件としても連帯保証人を立てるといこともありますので、継続的に行っているという状況でございます。

議長 ほかがございませんか。なければ、質疑を終了いたします。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第6、議案第2号権利の放棄については、原案のとおり可決しました。

日程第7、議案第3号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規則の一部を変更する規約についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第3号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約につきまして、ご説明申し上げますので、議案書42ページをお開き願います。提案理由は、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の構成団体について、脱退による異動があり、規約の変更を行う必要が生じたことから、地方自治法第290条の規定に基づき、同組合を構成する町の議会の議決を求めようとするものであります。変更内容につきましてご説明いたしますので、議案書43ページをお開き願います。同組合の規約別表第1から、「北空知学校給食組合」を削ろうとするものであります。なお、附則におきまして、この規約変更案は、地方自治法第286条第1項の規定により、総務大臣がこれを許可する日から、施行しようとするものであります。以上、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約案に関する説明を申し上げますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第7、議案第3号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約については原案のとおり可決しました。

日程第8、議案第4号北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第4号北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約につきまして、ご説明申し上げますので、議案書44ページをお開き願います。提案理由は、北海道市町村総合事務組合の構成団体について、脱退による異動があり、市町村総合事務組合規約の一部を変更する必要が生じたことから、地方自治法第290条の規定に基づき、同組合を構成する町の議会の議決を求めるものであります。変更内容をご説明いたしますので、議案書45ページをお開き

願います。同組合同規約、別表から「北空知学校給食組合」を削るほか、一部分言の整理をしようとするものであります。なお、附則におきまして、この規約変更案は、地方自治法第286条第1項の規定により、総務大臣がこれを許可する日から施行しようとするものであります。以上、北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約案に関する説明を申し上げましたので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長

説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第8、議案第4号北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約については原案のとおり可決しました。

日程第9、議案第5号北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第5号北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約につきまして、ご説明申し上げますので、議案書46ページをお開き願います。提案理由は、北海道市町村職員退職手当組合の構成団体について、脱退による異動があり、その規約の一部を変更する必要が生じたことから、地方自治法第290条の規定に基づき、同組合を構成する町の議会の議決を求めるものであります。変更内容をご説明いたしますので、議案書47ページをお開き願います。要約して申し上げますと、同組合同規約、別表第1から「北空知学校給食組合」を削るほか、規約第1条、第3条、第5条及び別表の文言の整理を行おうとするものであります。なお、附則1におきまして、この規約変更案は、地方自治法第286条第1項の規定により総務大臣の許可の日から施行しようとするものであります。以上、北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約案に関する説明を申し上げましたので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長

説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に、討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第9、議案第5号北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約については原案のとおり可決しました。

日程第10、議案第6号平成28年度平取町一般会計補正予算第1号を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第6号平成28年度平取町一般会計補正予算第1号につきまして、ご説明申し上げますので、議案書50ページをお開き願います。第1条歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出にそれぞれ1847万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ57億8247万4千円にしようとするものであります。第2項におきまして、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。それでは、歳入歳出事項別明細の歳出からご説明申し上げますので、議案書の55ページ上段をご覧ください。科目2款1項9目企画費9節旅費52万8千円、同じく11節需要費47万7千円、同じく13節委託料249万5千円、9目企画費合計で350万円の追加であります。これは、未利用資源活用可能性等調査事業で、近年の人口減少と高齢化により、人材や労働力が不足し、地域社会の活力の低下が懸念されていることから、シカ肉や野菜の残渣など地域に埋もれた未利用自然資源の活用を通じて、町民の所得や雇用の拡大を図るために、国からの100%交付金を活用し、資源調査・商品開発・販売体制の具現化や組織化などを検討するものであります。平成27年度から29年度までの3か年事業の一環として実施するものであります。次に、下段3款1項6目生活館費15節工事請負費766万8千円、18節備品購入費600万円、6目合計1366万8千円を追加しようとするものであります。これは、国の100%補助事業によって行う介護予防・生活支援拠点整備事業で、介護予防教室などの通いの場や見守り、安否確認など、高齢者に対する生活支援活動の拠点を貫気別地区と本町地区にそれぞれ整備するもので、貫気別老人福祉センターと平取生活館の施設改修並びに備品購入を行おうとするものであります。続いて、56ページ上段であります。6款2項1目観光振興費8節報償費3万円、19節負担金、補助及び交付金40万円1目観光振興費合計43万円を追加しようとするものであります。これは、日高地域日台親善協会が台湾のサイクリング協会と協力して、本年7月に実施する台湾サイクリスト等招聘事業で、平取町では7月16日にびらとり温泉ゆからで歓迎レセプションを行う際に披露するアイヌ古式舞踊に対する謝礼3万円と、当該実行委員会に対し日高管内各町から1町あたり40万円を負担するものであります。次に、下段、12款1項1目国民健康保険病院特別会計繰出金28節繰出金87万6千円を追加しようとするものであります。これは、国民健康保険病院が、現在、看護師養成学科に学ぶ学生を対象に看護職員奨学資金として、新たに1名分、年額87万6千円の貸し付けを行うために、一般会計から病院会計に繰り出す

ものであります。一方、歳入につきましてご説明いたしますので、53ページをご覧くださいと思います。53ページ上段であります。科目は、14款2項1目総務費国庫補助金2節企画費補助金350万円の追加であります。これは、先ほど歳出の55ページ上段でご説明いたしました未利用資源活用可能性等調査事業の100%財源となるもので、都市農村共生・対流総合対策交付金として、全額が国から交付されるものであります。次に、下段14款2項2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金1366万8千円の追加であります。これは、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等で、先ほど歳出の55ページ下段でご説明いたしました介護予防・生活支援拠点整備事業の100%財源になるもので、全額が国からの交付されるものであります。続いて、54ページ上段19款1項1目繰越金1節繰越金130万6千円の追加であります。今回の補正に関して、対象となる補助金や交付金その他の特定財源を充てた上で、なお不足する財源を前年度繰越金に求めようとするものであります。以上、平成28年度平取町一般会計補正予算第1号につきまして、ご説明申し上げましたので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。11番千葉議員。

11番
千葉議員

11番千葉です。56ページの6款2項1目8節、19節の報償費、それから負担金、補助及び交付金についてお伺いをしたいと思います。台湾のサイクリスト等の招聘事業ということで、いろんなどこ見ていましたら特に沖縄あたりでは相当盛んにこの事業を実施されてるっていうふう聞いてますし、それから美唄のほうもちょっとホームページ見てみたら美唄のほうはタイのほうと協力してこういった事業を遂行しているということでもありますけども、今回日高管内1町あたり負担金40万ということで、この事業を進めていくようございませうけども、なんというのかな多分私の想像では、北海道、特に日高管内に的をしぼれば、国際交流の一環あるいはその交流人口の増加ということ、それから北海道のさまざまな自然環境とか食材を生かしたですね、紹介ができる、その地域の特性を紹介できるっていうことが目的だとは思いますが、いまいちですね、将来的にこの事業どのように発展させていくのか、例えば、サイクリングの大会を何か企画するとか、あるいはその自然環境を生かした例えば幌尻のほうとかアポイのこともありますし、こういった国定公園の中でのですね、事業として何かくみ上げてピックアップして育てていくのかその辺がちょっといまいち将来的な構想がみえないんですけどその辺どのようにお考えになっているのか、できる限り詳細、ちょっとお伺いしたいと思いますけどよろしくお願いたします。

議長

観光商工課長。

観光商工
課長

ただいまの質問なんですけども、今台湾サイクリストの招聘事業につきまして、一応案というかたちのなかでは進んでいるんですけども、今月の29日に第1回目の実行委員会が27日ですね、開催されまして、そこで各町代表者集まってさらに煮詰めるということにはなっております。その中で、一応今後の部分についてはまだはっきり、詳細示されてるわけではないんですけども、いろいろこれからサイクリストのメンバーが集まるということで、非常にSNSとか、情報発信とか、そういった拡散の効果が高いということでそういった商品の喚起やPRにつながる可能性が高いという考え方を持って、今回実行委員会をつくってやるということで、この事業もってまたその効果みながらまた次に進んでいけるというようなことも、出てくるかとは思っております。

議長

千葉議員。

11番
千葉議員

ということは、今回は入り口の部分ったらいいんですかね、この事業を発展させていくための入り口の部分の今回、各町の事業負担金をもってですね、やってくっていう理解なのかな。というのはなぜこういうことを質問するかというやはり事業として将来、特に外国の方が北海道たくさん来てるってということも現状ではあるんですけども、問題は、この事業終わった後、どのように発展させてどのようにメリットとしてとらえていけばいいのかというつかみがないとですね、だめなのかなというふうに思ってますので、その辺をやっぱり各日高管内6町なら6町でもいいんですけども、しっかりとってもらうのが私は最終的な目的かなというふうに思ってますのでこのサイクリングについて、例えば先ほど言ったように何かこう大会を開くとか、あるいは定期的なイベント、催しに常に参加していただけるような環境をとってもらうとか、あるいはその食材をきっちりと紹介できるとか、先ほど言ったアイヌの古式舞踊の紹介も含めてアイヌ文化の・・・についても発展させていくのか、その辺やっぱりちゃんとした企画をもっていかないとだめなのかなというふうに思ってますけども、ぜひ今後ですね、各町とも煮詰めたご意見のなかで、平取町としてこの事業どのようにしていくのか、もし報告、あるいはその我々のほうにですね、通知できることあればその成果も含めてですね、報告願いたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

議長

観光商工課長。

観光商工
課長

今、おっしゃられた部分につきましては、これから実施したなかで、8月にはまた清算と検証というかたちではすぐというふうに考えております。今回管内でサイクリングマップというものを作ってですね、今回13日から16日までかけて、東部、中部、西部というかたちで、サイクリングしながらまた各町の

見どころ、食とかというのを紹介したなかで進んでいくというようなかたちの事業でございます。そういった部分のなかで各町の見どころとか平取でいけばアイヌ文化など、そういったものも紹介しながら、広くこれからも対応していけるのではないかなというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長

千葉議員。

1 1 番
千葉議員

非常に私も楽しみにはしてるんですけども、ぜひ実行された中身の成果含めてですね、あるいは課題点がもしあるのであれば、そのようなことも含めて議会に報告願いたいと思ってますけどよろしく願いいたします。

議長

観光商工課長。

観光商工
課長

はい、これからそういったものを検証しながら報告していきたいと思います。

議長

ほか、8番四戸議員。

8 番
四戸議員

8番四戸です。この中身については、千葉副議長の質疑とそれから課長の答弁でほしいその中身についてはわかるんですけども、ちょっと副町長に伺いたいと思いますけども、隣に産業常任委員会の委員長さんいるんですけども、すべてそうだとは言いませんけども、結局委員会にもこういう話が出ないで、結局いきなりこうやって一般財源からね、これ悪いとは言いませんけども、こういう自体がちょっと私はおかしいと思うんですよね。しかも、日高管内で7町ですか、掛け算すれば280万、で、どのくらい的人数が集まって、サイクリストっていうのはサイクリング、自転車かなと思うんですけども、全然議会としてはこの中身について、全然わかんないんですよ。ただこれ予算してるからそれでここで議決しますって自体もね、ちょっと納得しないとこなんですけど、副町長その辺きちっと、もう少し説明してほしいと思いますけども。

議長

副町長。

副町長

それでは、お答え申し上げます。この事業につきましてはですね、実は昨年度から最近日台交流事業というようなことで、日高管内の首長さんと経済団体、それから台湾の駐日大使ですか、そのような方が集まって、いろいろ日高管内としてはインバウンドといいますか、海外からの旅行者の増とか、そういうものを見込んでいろいろ活動を展開しているというような状況でございまして、この事業もその一環というようなことで、昨年度から各町でいろいろ協議されてたというような経緯がございまして、その経緯について常任委員会通して情

報提供できなかったというのは非常に大変申し訳なく思っておりますけれども、新年度こういうふうにやっぺいこうというような申し合わせが実は昨年度確認されてたというようなことでございます。予算措置については、もうかなり年度も押し迫ってこの話も出たというようなこともあってですね、当初予算に各町計上でできなかったというようなこともございまして、ほとんどの町が補正予算での対応ということになってございます。観光商工課長からも一通りの説明ございましたけれども、今台湾では非常にサイクリングがまあある程度の階層もあるんですけども、非常に熱を帯びて、盛んで、もう台湾各地でこういうサイクリングの大会とか、もうほぼ毎日のように行われているというような状況を聞いてございます。自転車に関しても世界の二大メジャーメーカーが台湾にあるということからも、非常に自転車熱が急騰しているといひますか、そういう状況であるということをして、そういった交流事業のなかで、管内の事務局、これは日高振興局ですけども、そういう情報を得まして、ぜひそういったコースの一つとして、日高も選んでいただいて、いろんな意味で、インバウンドの増加とか、そういう活性化に結びつけていきたいというふうに思っぺの事業ということをしてぜひご理解いただきたいと思ひます。今回内容については6名の台湾の近畿ツーリストの女性サイクリングチームと、台湾ではかなり有名なチームらしいんですけども、その方が6名来て、いろいろコースを回るということとてございまして、当町の温泉にも1泊するということにもなっぺてございまして、いろいろ、アイヌ文化とかそういう施設も見ていただいて、今後のそういうコース取りにも参考ぜひしていただきたいというふうに考えておりまして、一度そういうコースを設定して、本当にいいコースだと認められるとリピーターが来ると。かなり来るということとてございまして、全国もう四国とか、いろいろやっぺている例があるんですけども、そういう経済的な効果もあるということとて、ぜひそれらを日高でも期待したいということとて、こういう情報提供は台湾ではSNS、特にフェイスブックでの拡散が非常に有効だということの確認もしておりますので、帰っぺていただいて、近畿ツーリスト等も通じて、そういう情報の提供とか、宣伝もですね、ぜひそういうものを通じてやっぺていただくというようなことも条件にしたいというふうに考えてございまして、本当に糸口ではありますけれども、今後日高全体の観光の振興の一つとしてそういう可能性の高いものだという認識もございまして、私どもも、協賛というかたちで負担金も支出しながら今後、どうなっぺたかということも常に検証しながらやっぺていきたいと。それをまた議会にぜひ報告させていただきたいと思っぺておりますので、ご理解よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

ほかございませぬか。7番井澤議員。

7番
井澤議員

7番井澤です。この今と同じ案件のサイクリングに関することとてですが、日高線の復旧に関して日高管内町村会としてサイクルトレイン構想というのがあがっ

ていて、要望してるってことがあったんですが、それとの直接関係はあるんでしょうか、その辺のところについてお聞かせいただければと思います。

議長 副町長。

副町長 今 J R 日高線の復旧の件で、いろいろ J R 側とのやりとりの中でですね、復旧後の振興策ということで、管内各町の自治体協議会のほうから、振興策として、そういうサイクルトレインというような手法もあるよというようなお話をしているというところございまして、今回の事業とは特に関係はございません。

議長 ほかがございませんか。井澤議員。

7 番 井澤議員 7 番井澤です。特に関係ないということでしたが、私は、これを関係付けて、実績として上げた後、日高線を利用すると日高管内でサイクルトレイン構想というのが実現していくということにつながるような方向で行事を催していただいたほうがいいんじゃないか。それで日高線のほうでもしそれが具体化していくのであれば、今動いている地方ローカル線の中なんかでも、そういうことを取り組んでいってもらって、サイクルトレインっていうことが現実に見えるようになれば、そしてさらにその日台間の交流ということになって入り込み客が海外からの新たなそういうサイクリストの入り込みということになるんじゃないかと思いますので、ぜひ日高線の復旧のことに关しまして材料となりますので、この事業については、大いに力を入れて取り組んでいただければと思います。

議長 副町長。

副町長 J R 日高線に関しては今のところまず災害復旧をということでのいろんなやりとりをしているというところございまして、その辺もいろいろ振興策の一つとしてこういうこともあるというような、提言の仕方はできると思いますのでこの辺も管内でいろいろこう、検討させていただきながらやってききたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いします。

議長 ほかがございませんか。なければ、質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第 10、議案第 6 号平成 28 年度平取町一般会計

補正予算第1号は原案のとおり可決しました。

日程第11、議案第7号平成28年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第1号を議題とします。提案理由の説明を求めます。病院事務長。

病院事務
長

議案第7号平成28年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第1号をご説明いたします。57ページをご覧ください。第1条、平成28年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第1号を次に定めようとするものでございます。第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。支出第1款資本的収入、既定予定額2億4265万9千円、補正予定額87万6千円の増額で、計2億4353万5千円となります。第1項一般会計負担金の補正となり、既定予定額1817万4千円、補正予定額87万6千円の増額で、計1905万円となります。次に支出、第1款資本的支出、既定予定額2億4753万9千円、補正予定額は87万6千円の増額で、計2億4841万5千円となります。第4項貸付金、既定予定額147万6千円、補正予定額87万6千円の増額で計235万2千円となります。次のページをお開き願います。平成28年度平取町国民健康保険病院特別会計予算実施計画変更となります。補正予定額は記載のとおりでありますので、詳細は次のページからの説明書により説明いたしますので省略させていただきます。59ページをご覧ください。資本的収入の第1款資本的収入、第1項一般会計負担金、第1目一般会計負担金でございます。一般会計からの負担金、繰入金になりますが87万6千円を増額するものでございます。看護職員奨学資金等支給要綱による貸し付けの希望があり、審査の結果、貸し付けを決定したためその財源として一般会計からの繰り入れとなります。次に、資本的支出になりますが、第1款資本的支出、第4項貸付金、第1目看護職員奨学資金等貸付金でございます。補正額は87万6千円の増額で、収入で説明したとおり奨学資金の貸し付けとなり看護師資格を取得するため、大学に入学した学生への貸し付けになります。平成28年度当初予算では1名分の予算措置をしておりましたが、さらに1名の希望があり、看護師確保対策として貸し付けを実施いたします。以上、補正予算第1号の説明とさせていただきますのでご審議をお願いしたいと思います。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はございませんか。7番井澤議員。

7番
井澤議員

平成28年度で1名分とってあったんだが、もう1名補正で追加したいということですが、昨年浦河日赤へ入学した学生に関して奨学金申請があったので貸し付けていたんですが、その後休学していたっていう状況聞いてますけども、この新年度から復学されていたんでしょうか。

議長

病院事務長。

病院事務
長

昨年貸し付けた学生についてはまだ休学中ということになっておりますけれども、先日も、一度面談で話をしたんですけれども、退学の方で考えているというようなことで聞いております。

議長

ほかございませんか。なければ、これで質疑を終了いたします。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第11、議案第7号平成28年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決しました。

日程第12、報告第1号放棄した債権の報告についてを議題とします。内容について説明を求めます。税務課長。

税務課長

報告第1号放棄した債権の報告について、ご説明を申し上げます。議案書の60ページをご覧ください。平取町債権管理条例第14条第1項の規定に基づき町の債権を放棄しましたので同条第2項の規定に基づき議会に報告するものであります。本条例に基づき放棄をした債権については、同一人における同一債権の額が100万円以下の債権について放棄をしたものであります。次のページをご覧ください。このページの放棄した債権については生活保護要件による債権放棄となっております。この要件につきましては生活保護法の規定による保護を受け、資力の回復が困難で当該債権について履行の見込みがないと認められる債権について債権放棄をしようとするものでありまして、合計では55人の債務者の331件の債権、総額では888万2949円の債権放棄額となっております。次のページをご覧ください。このページの放棄した債権については、破産要件による債権放棄でございます。この要件につきましては破産法等の規定により債務者が当該債権について責任をまぬがれた債権でありまして、町が強制執行等の法的手続により債務者に対する弁済を求めることができない債権であります。合計では8人の債務者の8件の債権、総額では9万9190円の債権放棄額となっております。次のページをご覧ください。このページの放棄した債権については時効要件による債権放棄でございます。私債権に限定しているものであります。この要件につきましては消滅時効にかかる時効期間が満了した債権でありまして、債務者の所在が不明な時効期間の経過した債権について、債権放棄をするものであります。合計では11名の債務者の16件の債権、総額では34万8761円の債権放棄額となっております。次のページをご覧ください。このページの放棄した債権については強制執行等

の要件による債権放棄でございます。この要件につきましては担保権の実行など法的手段を尽くしてもなお回収できない債権について、債権放棄をするものであります。合計では3名の債務者の6件の債権、総額では91万7790円の債権放棄額となっております。このうち住宅改良資金貸付金元利収入2名の債務者の5件の債権については、担保物権にかかる任意売却額の全額を債務の弁済にあてた後の残債務90万8461円について、債権放棄をするものでございます。なお、65ページから97ページまでの私債権放棄調書につきましては、それぞれの債権について今までご説明申し上げましたことの基本情報となっておりますので、説明は省略したいと存じます。以上で債権管理条例に基づき、放棄した債権の報告についての説明を終了します。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。以上で日程第12、報告第1号放棄した債権の報告についてを終了します。

日程第13、報告第2号専決処分報告についてを議題とします。専決処分内容について説明を求めます。税務課長。

税務課長

報告第2号、専決処分報告についてご説明を申し上げます。議案書の98ページをご覧ください。平取町税条例の一部を改正する等の条例について、別紙のとおり専決処分をしましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものであります。次のページをご覧ください。28年専決処分第1号平取町税条例の一部改正等につきまして、平成28年3月31日地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであります。今回の改正は地方税法の一部を改正する等の法律の交付及び平成27年平取町条例第20号の平取町税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴いまして、平取町税条例の一部を改正するものでございます。主な改正内容といたしましては地方税法の改正に伴いまして、固定資産税におけます課税標準の特例措置を受ける設備等を追加指定するとともに、今回追加指定をする設備等の課税標準の特例の割合を定めることとしたものであります。それでは条文の改正内容についてご説明申し上げますので103ページの新旧対照表をご覧ください。第18条の2、災害等による期限の延長の規定の改正ですが、文言整理によるものであります。このページの第56条と次のページの第59条の規定については、固定資産の非課税の規定の適用を受けようとする者、また受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告の規定となっております。いずれの規定も地方税法の改正にあわせた改正となっております。次に、104ページ、附則第10条の2の改正ですがここに規定された法律に基づく施設や設備等についてはわがまち特例方式を導入した上で、課税標準の特例措置を定めるものであります。次に、105ページをご覧くださいと思います。第10条の

3の規定については地方税法の改正に伴う改正となっておりまして、熱損失防止改修住宅にかかる固定資産税の減額の適用を受けるために町長に提出する書類に補助金等の書類を追加するものであります。次のページ、106ページをご覧ください。附則第5条の規定については、昨年の6月定例会におけます町税条例の一部改正に伴う一部改正となっておりまして、市町村税条例の例、いわゆる準則の改正に伴う規定の整備等によるものであります。戻っていただきまして、101ページをご覧ください。附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。次に附則第2条は固定資産税の経過措置を規定しているものであります。すなわち、改正後の平取町税条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産について適用し、平成27年度分までの固定資産については従前の例によるものであります。次に第2項から9項までは、わがまち特例対象の設備等による経過措置を規定したものであり、いずれの設備等についても、平成28年4月1日以後に新たに取得される設備等について、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用するものであります。以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本報告について報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第13、報告第2号専決処分報告については報告のとおり承認することに決定しました。

日程第14、報告第3号専決処分報告についてを議題とします。専決処分内容について説明を求めます。税務課長。

税務課長

報告第3号、専決処分報告についてご説明を申し上げます。議案書の109ページをご覧ください。平取町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会に報告し承認を求めるものであります。次のページをご覧ください。平成28年専決処分第2号平取町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、平成28年3月31日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであります。それでは平取町国民健康保険税条例の一部改正について、その専決処分理由をご説明申し上げます。今回の改正は地方税法施行令の一部改正に伴いまして、平取町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。改正内容についてですが1点目として、基礎課税

額及び後期高齢者支援金の課税限度額を引き上げるものであります。次に2点目についてですが国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯と2割軽減の対象となる世帯の所得基準を見直すことにより軽減世帯の拡大を図ろうとしたものであります。それでは条文の改正内容についてご説明申し上げますので112ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。第2条第2項課税額の規定ですが、基礎課税額の課税限度額を52万円から54万円に引き上げようとするものであります。第2条第3項の規定ですが後期高齢者支援金の課税限度額を17万円から19万円に引き上げようとするものであります。また次の第23条第1項の規定についても、同様に第2条の2項から4項までの課税限度額の引き上げに伴う改定となっております。23条第1項の第2号及び第3号の規定についてですが、国民健康保険税の減額措置にかかる軽減判定所得の引き上げにかかる改定となっております。第2号の改定においては5割軽減世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者1人につき26万円を26万5千円に引き上げることとしたものであります。また、第3号の改定においては2割軽減の対象世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者1人につき47万円を48万円に引き上げることとしたものであります。戻っていただきまして、111ページをご覧ください。附則としまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございますが、改正後の平取町国民健康保険税条例は平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、27年度分までの国民健康保険税については従前の例によるものでございます。以上で説明を終了しますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

説明が終わりました。質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本報告について報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第14、報告第3号専決処分報告については報告のとおり承認することに決定しました。

日程第15、報告第4号専決処分報告についてを議題とします。専決処分内容について説明を求めます。税務課長。

税務課長

報告第4号専決処分報告についてご説明申し上げます。議案書の113ページをご覧くださいと思います。平取町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分をしましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会に報告し承認を求めるものであります。次

のページをご覧願います。平成28年専決処分第3号平取町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につきまして、平成28年3月31日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであります。今回の改正は地方税法等の一部改正に伴う所要の規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。それでは条文の改正内容についてご説明を申し上げますので116ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。ここで新旧対照表について訂正がありますので、第12条、書記の記がですね糸偏になってますが言偏に訂正していただきたいと思っております。お詫びして訂正していただきたいと思っております。それでは、新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。第12条、議事についての調書の規定ですが、平成28年3月議会において本条例に新たに手数料の額等と手数料の減免の規定が条文に追加され、それぞれ第10条、第11条とし、以下の条文を繰り下げする改正が行われたところでありまして、本条文の第12条につきましても、改正前は第10条でありました。右の現行をご覧いただきたいと思っておりますが、ここに言う前3条は全部改正後の条例の第9条、第10条、第11条を指し示すこととなります。従いまして、条文を追加し、その条番号を第10条、第11条としたことにより参照条文のずれが生じたため、前3条を第7条から第9条とするものであります。次に附則の第2項の規定については地方税法の改正に伴う改正となっております。地方税法との整合性を図るために改正するものであります。改正後をご覧いただきたいと思っております。ここに記載されている地方税法第411条第2項の規定は、通常毎年3月31日までに決定された固定資産の価格等が、固定資産課税台帳に登録された場合には、直ちに公示しなければならない旨の規定であります。また第419条第3項の規定は北海道知事の勧告によりすでに公示された固定資産の価格等が修正となった場合の登録の公示について規定するものであります。次に第417条第1項の後段の規定は公布の日以後における登録漏れや重大な錯誤のために価格等に修正があった場合の登録及び納税義務者への通知義務についてそれぞれ規定するものであります。戻っていただきまして115ページの附則をご覧願います。附則としまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。以上で説明を終了しますのでご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本報告について、報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第15、報告第4号専決処分報告については報告

のとおり承認することに決定しました。

日程第16、報告第5号専決処分報告についてを議題とします。専決処分内容について説明を求めます。総務課長。

総務課長

報告第5号専決処分報告についてご説明いたしますので、議案書117ページをご覧ください。平成27年度平取町一般会計補正予算第10号について、専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し承認を求めるものであります。議案119ページをお開き願います。平成27年度平取町一般会計補正予算第10号、第1条、歳入歳出予算補正で、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ8千万円を追加し、歳入歳出予算の総額を61億1744万8千円にしようとするものであります。第2項で、歳入歳出予算の補正における款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。歳入歳出事項別明細の歳出から説明いたしますので、123ページをご覧ください。12款2項1目平取町財政調整基金積立金25節積立金で8千万円を平取町財政調整基金に積み立てようとするものであります。歳入について、左側の122ページをご覧ください。10款1項1目地方交付税1節地方交付税8千万円であります。これは、3月議会定例会終了後に、国から3月交付額の決定通知があり、平成27年度特別交付税が当初予算を上回る額になりましたことから、これを財源とするものであり、地方自治法第179条及び第208条の規定に基づき、平成27年度会計が終了する平成28年3月31日において、財政調整基金に積み立てる旨、町長が専決処分を行い、その後にかかれた直近の議会である本臨時会において、これを報告し、承認を求めようとするものであります。以上、報告第5号専決処分報告について、ご説明申し上げましたので、ご承認下さるようよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本報告について報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第16、報告第5号専決処分報告については報告のとおり承認することに決定しました。

本臨時会に付されました事件の審議状況を報告します。議案7件で原案可決7件。報告5件で報告1件、承認4件となっています。以上で全日程を終了いたしましたので、平成28年第4回平取町議会臨時会を閉会します。ご苦労さんでございました。

(閉 会 午前 1 1 時 2 分)